

議案第六十五号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。



昭和五十二年六月二十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾貳年六月貳拾日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中

町長補助機関	事務吏員	通じて一〇〇人
	技術吏員	内二人は併任とし、本務職員
	その他の職員	を置かないものとする。

を

町長補助機関	事務吏員	通じて一〇〇人
	技術吏員	うち五人は併任とし、本務職員
	その他の職員	を置かないものとする。

に、

附則

この条例は、昭和五十一年七月一日から施行する。

合 計
一五八人

農業委員会
事務局長 書記
四人

農業委員会
事務局長 書記
二人

を

に

を

合 計
一六〇人

に改める。